

令和5年度 政務活動費の報告

政務活動費は、地方自治法に基づき条例で定められており、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、壬生町では会派または議員に対し、1人当たり月額1万円が交付されます。収支報告書には、すべての支出に対し領収書の添付を義務付けており、年度ごとに精算しています。支出額が交付額に満たない場合には、その残余額を返還しています。

会派または議員名	政務活動費 交付金	項 目					支出合計	返還金 (交付金残)
		調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	事務費		
清友会 鈴木 理夫 大島 菊夫 田村 正敏 玉田 秀夫 坂田 昇一 赤羽根信行 遠藤 恭子 戸崎 泰秀 後藤 節子	108万円		128万8,308円				128万8,308円	0円
新清会 大山 博 小川 律男 榆井 将太 中川 和典	48万円		49万1,696円				49万1,696円	0円
田部 明男	12万円		10万1,000円		2万6,314円		12万7,314円	0円
小牧 敦子	12万円		10万9,382円		1万1,125円		12万570円	0円
落合 誠記	12万円		12万470円				12万470円	0円